

大口町告示第105号

大口町農地集積推進事業費補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成30年9月28日

大口町長 鈴木雅博

大口町農地集積推進事業費補助金交付要綱の一部を改正する要綱

大口町農地集積推進事業費補助金交付要綱（平成27年大口町告示第40号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項の表中 「1. 0ha以下 5万円/10a/戸」を  
1. 0ha超2ha以下 50万円/戸」

「2. 0ha以下 4. 5万円/10a/戸」に、  
(ただし上限50万円/戸)」

「1. 0ha以下 5万円/10a/戸以内」を  
1. 0ha超2ha以下 50万円/戸以内」

「2. 0ha以下 4. 5万円/10a/戸」に、「1万円/10a」を「5千円/  
(ただし上限50万円/戸以内)」

10a」に、「1. 5万円/10a」を「1. 0万円/10a」に、「2. 1万円/10a」を「1. 4万円/10a」に、「2. 7万円/10a」を「1. 8万円/10a」に改める。

様式第1中「1. 0ha以下の場合」を「2. 0ha以下の場合」に、「 1. 0ha以下  1. 0ha超2. 0ha以下」を「 2. 0ha以下」に、

「  
1. 0ha以下 (新規のみ) 50,000円/10a (新規と非新規) 円/10a (非新規のみ) 円/10a  
1. 0ha超2. 0ha以下 (新規のみ) 500,000円 (新規と非新規) 円 (非新規のみ) 円」

を

「  
2. 0ha以下 (新規のみ) 45,000円/10a (新規と非新規) 円/10a (非新規のみ) 円/10a  
(2. 0ha以下上限単価(新規のみ) 500,000円 (新規と非新規) 円 (非新規のみ) 円)」

に改める。

様式第2中「1. 0ha以下の場合」を「2. 0ha以下の場合」に、「 1. 0ha以下  1. 0ha超2. 0ha以下」を「 2. 0ha以下」に、

「  
1. 0ha以下 (新規のみ) 50,000円/10a (新規と非新規) 円/10a (非新規のみ) 円/10a  
1. 0ha超2. 0ha以下 (新規のみ) 500,000円 (新規と非新規) 円 (非新規のみ) 円」

を

「  
 2.0ha 以下 (新規のみ) 45,000 円/10a (新規と非新規) 円/10a (非新規のみ) 円/10a  
 (2.0ha 以下上限単価(新規のみ)500,000 円 (新規と非新規) 円 (非新規のみ) 円)」

に改める。

様式第3及び様式第4中「10,000円/10a」を「5,000円/10a」に改める。

様式第5中

「

所 在	地 番	地 目	面 積	農地所有者の氏名	新規集積農地 <sup>注4</sup> 、 新規集約化農地 <sup>注5</sup> は ○を記入してください
-----	-----	-----	-----	----------	---

」

を

「

所 在	地 番	地 目	面 積	農地所有者の氏名	新規集積農地 <sup>注4</sup> は ○を記入してください
-----	-----	-----	-----	----------	--------------------------------------

」

に、

「  
 注4 農地集積・集約化対策事業実施要綱（平成26年2月6日付け25経営第3139号農林水産事務次官依命通知の別表1「新規集積農地面積」を参照してください。  
 注5 集約化のために、担い手等同士が設定された賃借権等を交換した農地。」

を

「  
 注4 農地集積・集約化対策事業実施要綱（平成26年2月6日付け25経営第3139号農林水産事務次官依命通知の別表1「新規集積農地面積」を参照してください。」

に改める。

### 附 則

この要綱は、告示の日から施行する。